

○東京藝術大学大学院専門研究員に関する申合せ

平成28年12月13日
研究推進室申合せ

改正 平成31年2月1日 令和元年12月1日
令和5年5月18日 令和8年2月2日

第1条 本学における大学院専門研究員（以下「専門研究員」という。）の取扱いについては、東京藝術大学大学院専門研究員規則（以下「規則」という。）及びこの申合せにより行うものとする。

第2条 規則第1条の規定にかかわらず、大学院を設置しない部局においても、専門的に研究活動に従事する研究員を受入れることができる。

2 前項の規定により研究員を受入れるにあたっての規則の適用においては、「大学院研究科長」又は「研究科長」は「部局長」に、「研究科委員会」又は「教授会」は「各部局の委員会等」に読み替えるものとし、指導教員は部局長をもって充てるものとする。

第3条 規則第2条第1号の適用は、受入年度の4月1日現在で38歳以下の者、または博士の学位を取得後7年未満の者（博士の学位を取得後に産前産後の休暇を取得又は未就学児を養育していた場合は、当該期間を除くと博士の学位取得後7年未満となる者を含む。）に限るものとする。

2 規則第2条第1号に規定する本学に勤務し任期満了退職した者の在職時の職種等には、特任教員、非常勤講師等を含めるものとし、任期満了退職者に加え、本学が業務を委嘱した委嘱期間満了者にも適用する。

3 前2項の規定は、受入年度において科研費による研究を行う者（科研費における役割区分が研究分担者である者にあつては、受入部局の部局長が特別に許可する者に限る。）には適用しない。ただし、当該科研費を受入前年度以前から本学で実施していた場合又は受入前年度に本学の研究者として応募し、受入年度の新規課題として採択された場合に限る。

第4条 規則第5条第2項の規定により研究を延長できる期間は、最初に専門研究員として受入れてから2年までとする。

2 前項の適用においては、連続して6月以上の本学に勤務等する期間を有することにより専門研究員としての研究期間が断続的になる者にあつては、当該勤務等する期間を専門研究員としての研究期間に含めるものとする。

第5条 次の各号の一に該当し、かつ、かかる採択により当該専門研究員の科研費が中断なく続くこととなるときは、前条第1項の規定にかかわらず、その研究が終了するまでの期間、専門研究員の受入れを延長できるものとする。

(1) 科研費による研究を継続中の場合（科研費における役割区分が研究分担者である者にあつては、受入部局の部局長が特別に許可する者に限る。）

(2) 研究期間中に研究代表者として科研費を申請し、かつ採択された場合

(3) 研究期間中に他の研究代表者の科研費申請に研究分担者として加わり、かつ採択された場合（受入部局の部局長が特別に許可する者に限る。）

第6条 規則第6条第1項の規定により、研究期間内に研究代表者として科研費の

申請を行わない専門研究員の研究期間の延長は認めないものとする。ただし、規則第6条第1項ただし書きに規定する者はこの限りでない。

附 則

- 1 この申合せは、平成28年12月13日から施行する。
- 2 平成25年3月18日研究推進室会議申合せは廃止する。

附 則

この申合せは、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年5月18日から施行する。

附 則

この申合せは、令和8年2月2日から施行する。